

旧消防艇「ひろしま」概要

1 諸元

船体・機関	船型材質	高張力鋼 V型単胴
	主要寸法	全長 23.6m 全幅 5.4m 深さ 2.3m 最大高さ 10.5m (最大 14.5m)
	総トン数	52 トン
	速力	最大 19 ノット (毎時 35.2km) 巡航 16 ノット (毎時 29.6km)
	航続時間	10 時間
	定員	20 名
	機関	主機 GM16V-92TA×2 基 発電補機 45KVA×1 基
	推進方式	2 軸プロペラ推進
	燃料容量	軽油 : 5,000 リットル (燃料の積載は無し)
消防設備	消防ポンプ	多段ポリュートポンプ×2 基
	放水量	最大 20,000ℓ/分
	化学消火装置	自動式 ポンププロポーショナル方式各 1 基
	泡放射量	最大 14,000ℓ/分
	泡薬液タンク	4,000ℓ (泡薬液の積載は無し)
	放水砲	6,000ℓ/分リモコン及び自動旋回機能付き×2 基 2,000ℓ/分リモコン式×1 基
	放水口	65mm×12 口
スラスター	ウォータージェット方式×6 口 (片舷 3 口×2)	
クレーン設備	機械式クレーン (故障中)	

2 船体写真



前面



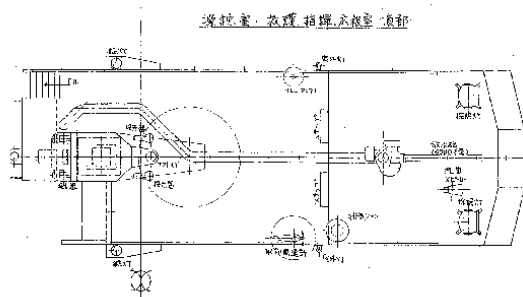
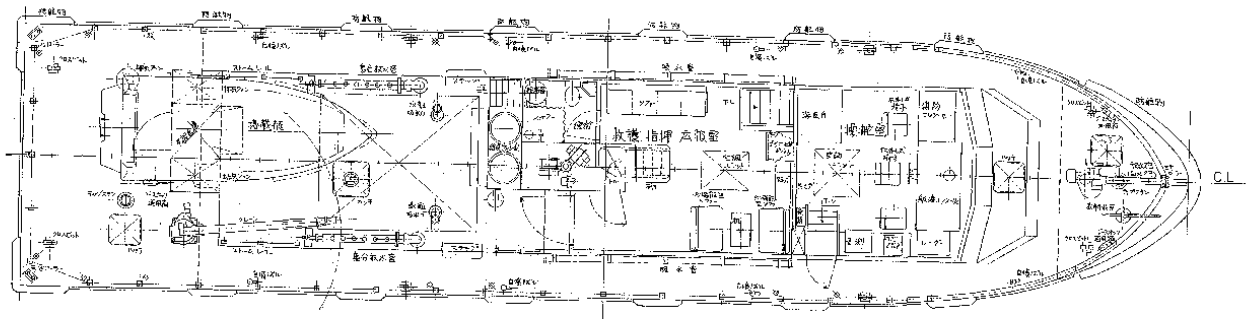
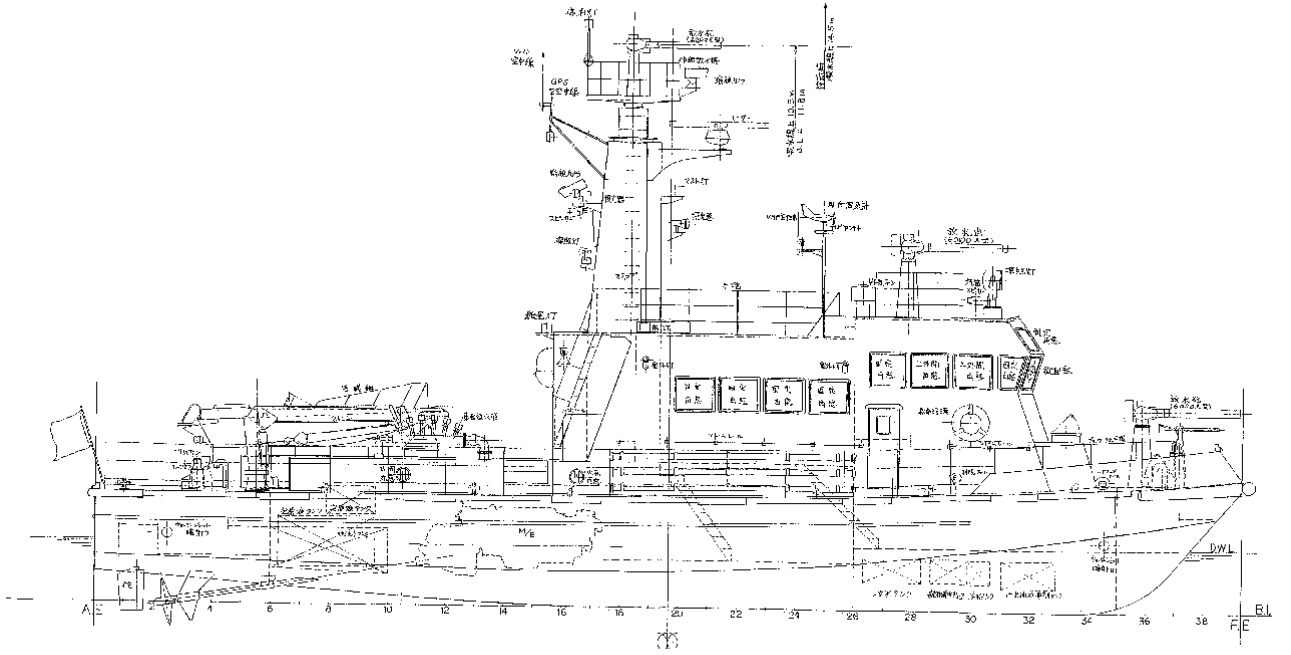
右側面



背面



3 圖面



4 積載物品の例



5 検査記録

(1) 検査の時期及びその執行の記録

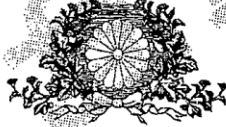
検査の時期	検査の種類	記 事	検査執行年月日 及び管海官庁
24年12月16日から 25年6月16日まで	第1種 中間検査		平成25年3月15日 中国運輸局長
27年12月16日から 28年3月16日まで	第4回 定期検査		平成28年3月8日 中国運輸局長
年 月 日から 年 月 日まで	第1種 中間検査		平成31年3月25日 中国運輸局長
年 月 日から 年 月 日まで	定期検査		令和4年2月1日 中国運輸局長
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			

(1) 検査の

検査の
年 月
年 月
年 月
年 月
年 月
年
年
年
年

6 船舶国籍証書

RS/25(A)
 株認済







Form 3 (甲・乙), The Regulations for the Enforcement of Ships Law, MLIT, JG

船舶国籍証書
 Certificate of Vessel's Nationality

番号 Official Number	136143	信号符字 Signal Letters	JK5564	証書番号 Certificate Number	A1117105
船名 Name of Vessel	ひろしま		船籍港 Port of Registry	広島県広島市	
種類 Type of Vessel	汽船		総トン数 Gross Register Tonnage	52 トン	
船質 Material of Hull	鋼		造船地 Where Built	兵庫県高砂市	
帆船の帆装 Rigging (if a Sailing Vessel)			造船者 Name of Builders	株式会社石原造船所	
機関の種類及び数 Engines	発動機 2箇				
推進器の種類及び数 Propellers	ら旋推進器 2箇		進水の年月 Date of Launch	平成10年2月	
船舶法施行細則第17条ノ2 第8号の長さRegister Length		船舶法施行細則第17条ノ2 第9号の幅Register Breadth		船舶法施行細則第17条ノ2 第10号の深さRegister Depth	
22.70 メートル Metres		5.40 メートル Metres		2.30 メートル Metres	
所有者 Owners	広島県広島市				
<p>この証書に記載された事項はいずれも正確であり、本船舶は日本国の国籍を有することを証明する。 This is to certify by the authority of the Japanese government that the items mentioned in this certificate is correct in all respects and that the above-mentioned vessel is granted the right to fly the Japanese flag.</p> <p>平成23年3月22日 交付 Date of Issue 22, March, 2011</p> <p>Authority Director-General of Chugoku District Transport Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japanese Government</p> <p>交付官庁 日本国 中国運輸局長</p>					

所有者 Owners	
その他 Others	

検認欄/Verification of this certificate				
	検認を行った年月日 Date of verification	船舶国籍証書検認申請期間/Date of application		管海官庁印 Seal
		法定期間満了日翌日から	船舶国籍証書検認期限 Date of next verification	
1	平成21年11月30日	平成23年12月1日 から	平成25年11月30日	
2	平成25年3月4日	平成27年3月5日から	平成29年2月28日	
3	平成29年2月24日	平成31年2月25日から	平成33年1月31日	
4	令和3年1月25日	令和5年1月26日から	令和10年4月16日	
5	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
6	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
7	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
8	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	

注意/ 船舶国籍証書検認期限又は船舶法第5条ノ2第3項の規定により延期された期日までに、この船舶国籍証書の検認を受けない場合には、船舶法第5条ノ2第4項の規定により、この船舶国籍証書は効力を失うとともに、船舶港を管轄する管海官庁の職権により抹消登録を行う。

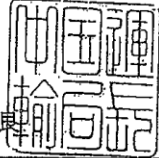
Caution/ This certificate shall lose its validity, and the maritime authority shall make the entry of deletion in the registry, in accordance with Paragraph 4 of Article 5-2 of the Ships Law, in cases where this certificate is not verified by the date of next verification or by the date postponed in accordance with Paragraph 3 of Article 5-2 of the Ships Law.

- 備考
- 船舶国籍証書の検認の申請は、法定期間満了日翌日以降に行うことを原則とする。
 - 「法定期間満了日翌日」とは、船舶法第5条ノ2第2項の期間の満了した日の翌日をいう。
 - 「船舶国籍証書検認期限」とは、船舶法施行細則第30条ノ2の規定により指定した次回に船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日をいう。
 - (丙) 船舶国籍証書付属書I(船舶国籍証書検認期限指定書)の交付は、この証書の検認欄に検認を行った年月日及び船舶国籍証書検認期限を記載したものとみなす。

7 船舶検査証書

船舶検査証書

第28号 1/1

船種及び船名	汽船 ひろしま	
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	136143	
船籍港又は定係港	広島県広島市	
総トン数又は船舶の長さ	52トン	
用途	消防艇	
船舶所有者	広島県広島市	
有効期間	令和10年3月16日 まで	
<p>船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。</p> <p>令和4年3月11日</p> <p style="text-align: center;">中国運輸局長</p> <p style="text-align: right;">多門 勝典</p> 		
航行上の条件		
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつては、その旨)	平水区域	
最大搭載人員	旅客 1. 航行予定時間24時間未満の場合 12人 2. その他の場合 0人 船員 8人 その他の乗船者 0人 計 1. の場合 20人 2. の場合 8人	
制限気圧	*****	
満載喫水線の位置	*****	
区画満載喫水線の位置	*****	
木材満載喫水線の位置	*****	
その他の航行上の条件	*****	

(写)

表題部		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
(示表船舶) 部 表 (示表船舶)	汽船ひろしま (示表船舶)	平成〇年〇月〇日交付 船舶の種類及び名称 汽船 ひろしま 船 籍 港 広島県広島市 船 質 鋼 総 ト ン 数 五式ト 機関の種類及び数 発 動 機 式筒 推進器の種類及び数 〆 旋 進 器 式筒 進 水 の 年 月 平成〇年〇月																		
	(示表船舶) 部 表																			

昭和三十九年三月三十一日現在

汽船ひろしま

(株有所) 区 甲		(株有所) 区 甲	
	登録 番号 事 項 欄 登 記 事 項 欄	登録 番号 事 項 欄 登 記 事 項 欄	登録 番号 事 項 欄 登 記 事 項 欄
	登 記 事 項 欄 平 成 20 年 参 月 九 日 交 付 所 有 者 号 第 九 号 所 有 者 広 島 市		
			登 記 事 項 欄 廣 島 法 務 局 登 記 官 森 本 浩 志

これは登記簿の謄本である。

令和3年1月14日

広島法務局

登記官 森本浩志

9 保管場所詳細地図

広島市南区宇品海岸三丁目12番 アクタス広島店前

宇品中央旅客棧橋（デポルトピア前棧橋）

